

スーパーサイエンスハイスクール支援事業の今後の方向性に関する
指定校・管理機関等からの御質問への回答
(令和 8 年 5 月 29 日追加分)

問 1 令和 9 年度以降の新制度において、発展 I・II 期の各類型及び新先導期の支援額は、それぞれいくらとなるのか。

(答)

令和 9 年度以降の経費支援金額は、毎年度の予算編成作業を経て決定されるものとなり、あくまでも現段階における想定となるが、発展 I・II 期については、SSH-Core：700 万円程度／年、SSH-Professional：900 万円程度／年、SSH-Global：1,300 万円程度／年を計画している。また、令和 9 年度以降の新先導的改革期については、900 万円程度／年から開始し、5 年間の支援期間中に支援額が漸減するような形を計画している。

令和 9 年度概算要求の公表のタイミングで、再度、その時点で予定している経費支援金額についてお知らせする予定である。

問 2 発展 I・II 期の SSH-Professional、SSH-Global に申請した学校について、

- (1) それぞれの類型で不採択となった場合であっても、SSH-Core として採択される可能性はあるか。
- (2) (1) の場合の手続きはどのようなものとなるか。SSH-Core として採択されることとなった場合には、短期間で次年度の教育課程を大きく修正しなければならないこととなるか。
- (3) SSH-Global に申請した学校が、結果的に SSH-Core として採択されることとなった場合、国際的な取組を縮減し、地域に根差した取組に切り替える必要があるか。
- (4) SSH-Professional、SSH-Global で不採択となった場合、SSH-Core での採択を希望せず、経過措置校としての指定を受け、翌年度に改めて SSH-Professional、SSH-Global に申請することは可能か。

(答)

- (1) SSH-Professional 又は SSH-Global に申請し、当該類型としては不採択となった学校についても、その申請内容が SSH-Core として適していると認められるものは SSH-Core として採択する設計を考えている。なお、SSH-Global で不採択となった学校を、SSH-Professional で採択すること

は予定していない。

- (2) 申請・審査の手順については現在精査中であるものの、現時点では、令和8年度公募における「重点配分」への応募と同様に、令和9年度公募における実施計画書様式において、採択される類型に関わらず当該学校として取り組む内容を記載する欄に加え、SSH-Global 又は SSH-Professional として特有の取組内容を記載する欄を設けること等により、一義的には、実施計画書全体を通じて SSH-Global 又は SSH-Professional としての審査を行いつつ、SSH-Core としての採択可否についても同一の書類の中で審査が可能となるよう設計することを検討中である。
- (3) これまでの SSH 基礎枠と同様に、国際交流や科学英語の推進等、国際的な取組の実施について、SSH-Core の指定校として予算の範囲内で取り組むことは可能であり、SSH-Core の指定校となることのみをもって、地域に根差した取組に切り替えなければいけないものではない。
- (4) 可能である。

問3 直近の中間評価において上位4段階目の評価であった指定校も、発展 I・II 期の SSH-Professional、SSH-Global に申請することは可能と考えて良いか。

(答)

可能である。ただし、SSH-Professional、SSH-Global への採択は、中間評価時の指摘事項に関して十分な改善を図っている旨が、審査において認められることが前提となる。

問4 令和7年12月25日に説明のあった「新先導的改革期の在り方の方向性について(案)」について、

- (1) 「以下のように、当然に図られているべき項目についても評価」とされている各項目は、指定においての必須要件となるのか。
- (2) 資料中に、「科学的な探究活動の充実(全校生徒に対し、3年間を通じて5単位以上設定)」とあるが、その具体的な考え方は、発展期の SSH-Professional、SSH-Global への指定必須要件と同じということで良いか。
- (3) 「科学的な探究活動の充実(全校生徒に対し、3年間を通じて5単位以上設定)」はいつから満たせば良いのか。

(答)

- (1) 指定にあたっての必須要件となる。

- (2) 貴見のとおり。発展期の SSH-Professional、SSH-Global と同様に、新
先導的改革期の指定においては、「理数探究基礎」「理数探究」等の科学的
な探究活動が全校生徒を対象に 3 年間設定【3 年間を通じて 5 単位以上】
された教育課程を実施することを必須要件とする。

また、「科学的な探究活動」の定義についても、発展期の SSH-
Professional、SSH-Global と同様であり、「SSH 支援事業 令和 9 年度から
の発展Ⅰ期・Ⅱ期における類型設定のイメージ（案）」の※4 を参照いた
きたい。

3 年間の設定が必要であり、1・2 年生のみで 5 単位を設定し、3 年生
では一切設定しない教育課程は対象外となるため、注意いただきたい。

- (3) 発展Ⅱ期と同様となる。指定初年度から開始することが必要であり、か
つ、より具体的な考え方は、令和 7 年 10 月 16 日付 QA の問 1－3（1）
と同様となる。

「スーパーサイエンスハイスクール支援事業の今後の方向性に関する指定
校・管理機関等からの御質問への回答（令和 7 年 10 月 16 日版）」より抜粋

問 1－3：資料中の「◎『理数探究基礎』『理数探究』等の科学的な探究活動
が全校生徒を対象に 3 年間設定【3 年間を通じて 5 単位以上】された教育
課程を実施すること」とする枠組みについて

- (1) (※4) に「発展Ⅱ期は指定初年度から開始」と記載があるが、指定初
年度の 1 年生のカリキュラムが要件を満たしていればよいのか。それと
も、申請前からの在校生（指定初年度の 2、3 年生）も、3 年間を通じ
て 5 単位以上を卒業までに履修しなければならないのか。

(答)

- (1) 令和 9～11 年度公募においては、指定初年度の 1 年生が履修するカリ
キュラムが要件を満たしていればよいが、申請前からの在校生（指定初
年度の 2、3 年生）も、3 年間を通じて 5 単位以上を卒業までに履修す
る教育課程となっている場合には、その点をより評価する予定である。

令和 12 年度以降の発展Ⅱ期の公募においては、申請前からの在校生
（指定初年度の 2、3 年生）も、3 年間を通じて 5 単位以上を卒業まで
に履修する教育課程となっていることを指定の要件とする予定である。

(注) 令和 9 年度公募とは、令和 9 年度を指定初年度とする新規採択校を
決定するために令和 8 年度中に実施する公募のことをいう。

問５ 令和９年度以降は先導Ⅱ期の公募は行わないとのことだが、現在先導Ⅰ期に属する指定校の今後の取扱いはどうになるか。

(答)

令和９年度以降の経費支援金額は、毎年度の予算編成作業を経て決定されるものとなり、あくまでも現段階における想定となるが、令和８年度時点で先導Ⅰ期に属する指定校については、事業改革に伴う移行措置として、審査により適当と判断されることを前提に、指定期間を２年間延長する（経費支援額：６００万円程度／年）ことを計画している。

当該審査については、例年の通常の採択審査と同時期の実施を想定しており、中間評価の自己評価票に類する書面により、先導Ⅰ期における研究開発計画の進捗及び成果について確認するとともに、移行措置の対象となる２年間の取組内容について、先導Ⅰ期の研究開発実施計画書への加筆等の形式により確認し、審査を行うことを一案として検討中である。

問６ 令和９年度の認定枠向け加速支援の方向性如何。

(答)

令和７年７月３０日付で科学技術・学術審議会人材委員会が取りまとめた「今後の科学技術人材政策の方向性（中間まとめ）」において、認定枠向け加速支援に関し、「特に、国内外の多くの他高校等と連携した取組を行おうとする認定枠指定校については、高額の支援の実施も検討。」とあることを踏まえ、令和８年度に公募したメニュー（３００万／年）に加え、広域の高等学校との連携や広域の高等学校への成果の普及を内容とした取組を対象としたメニューや、国内の他の高校も参画可能な形により海外の高等学校と連携する取組を対象としたメニューを設けることを検討中である。

なお、認定枠向け加速支援への申請を検討する指定校がある場合は、制度設計の参考とさせていただくため、幅広く、文部科学省（ssh@mext.go.jp）まで、管理機関を通じてご連絡いただきたい。

問７ 新制度の詳細について、今後、どのタイミングでの情報提供を予定しているか。

(答)

令和９年度概算要求の公表時には、その段階において予定している公募内容等について周知する予定である。また、それ以前のタイミングにおいて

も、各高等学校の検討の充実に資するよう、その時点での考え方・予定について周知することが可能となるよう、検討を進めていく。なお、各指定校において新制度について不明な点がある場合には、これらの周知の時期にかかわらず、管理機関を通して、文部科学省までお問い合わせいただきたい。

以上